

●代理受領制度について

代理受領制度は、工事を実施した施工業者さんが、申請者の委任を受けて補助金の請求と受領を代理で行うものです。

これを利用すると、申請者は工事費から補助金を差し引いた額を施工業者さんに支払えば良いため、費用負担が軽減されます

●工事の場合

(合計 **100万円**の工事で補助額が **10万円**の場合の例)

※それぞれの工事額と補助額に読み替えてください

(通常の流れ)

- ①工事後に申請者が施工業者さんに全額（100万円）を支払う
- ②必要書類を添えて実績報告書を市に提出
- ③三条市から申請者に補助金（10万円）を口座に振り込む

(代理受領を利用する場合の流れ)

- ①代理受領をするか、申請者と施工業者さんで確認し、代理受領届出書を記入していただく（双方記入欄あり）
- ②補助金交付申請時に代理受領届出書を提出（後で提出でも可）
- ③工事後に申請者が施工業者さんに補助額を除いた差額分（90万円）を支払う
- ④施工業者さんは、（90万円）の領収書を渡す
- ⑤領収書（90万円分）の写しと必要書類を添えて実績報告書を市に提出
- ⑥代理受領請求書を施工業者さんが市に提出
- ⑦市から施工業者さんに補助金（10万円）を口座に振り込む

※代理受領制度は、建築課で取り扱う全ての補助金について対象になっております。